

講義・演習概要

(シラバス)

税務専門課程

第 15 期

税務・徴収コース

【平成 29 年 9 月 5 日～平成 29 年 10 月 12 日】

税務専門課程(税務・徴収コース)第15期 シラバス一覧

研 修 課 目	番号	担 当 講 師	
1 総合教養科目			
今後の地方税財政改革の展望	1-1	青 木 宗 明	神奈川大学経営学部教授
校長講話	—	有 岡 宏	自治大学校校長
2 地方税を取り巻く課題			
都道府県税の当面の課題	2-1	寺 崎 秀 俊	総務省自治税務局都道府県税課長
市町村税の当面の課題	2-2	池 田 達 雄	総務省自治税務局市町村税課長
固定資産税の当面の課題	2-3	黒 瀬 敏 文	総務省自治税務局固定資産税課長
社会保障・税番号制度について	2-4	松 本 典 久	総務省自治税務局市町村税課住民税企画専門官
税務事務と個人情報保護・情報公開	2-5	宇 賀 克 也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
租税に関わる行政不服審査等	2-6	高 橋 滋	法政大学法学部教授
徴収事務のマネジメント	2-7	椎 名 礼 子	東京都主税局徴収部個人都民税対策課長
地方税徴収の動向とこれからの方向性	2-8	柏 木 恵	(一財)キャノングローバル戦略研究所主任研究員
地方公共団体の債権管理概要	2-9	永 嶋 正 裕	前船橋市税務部参事兼債権管理課長
行政対象暴力対策	2-10	武 田 秀 機	(公財)暴力団追放運動推進都民センター相談課長
3 租税法総論・地方税法総論総則			
租税法総論	3-1	佐 藤 英 明	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
地方税法総論	3-2	碓 井 光 明	東京大学名誉教授
連帯納税義務・第二次納税義務	3-3	那 倉 長 治	(公財)東京税務協会専門講師
納税義務の承継	3-4	斎 藤 博 史	(公財)東京税務協会専門講師
地方税と他の債権との調整	3-5	金 丸 克 己	(公財)東京税務協会専門講師
納税の猶予・担保の徴収	3-6	斎 藤 博 史	(公財)東京税務協会専門講師
滞納処分の執行停止	3-7	河 原 一 夫	神奈川県横浜県税事務所納税課長
4 関係法規			
破産法	4-1	川 上 俊 宏	弁護士
民事執行法	4-2	川 上 俊 宏	弁護士
滞調法	4-3	小 山 紀久朗	税理士
5 滞納処分			
国税徴収法	5-1	山 岡 千 秋	税務大学校総合教育部主任教授
国税徴収法通則	5-2	河 原 一 夫	神奈川県横浜県税事務所納税課長
財産調査要領	5-3	小 山 紀久朗	税理士
納付能力調査	5-4	小 山 紀久朗	税理士
動産・有価証券の差押え	5-5	川 井 幸 生	横浜市健康福祉局保険年金課滞納整理支援担当係長
債権の保全・回収	5-6	野 口 茂	税理士
不動産の差押え	5-7	川 上 貴 司	神奈川県平塚県税事務所納税課長
その他の財産の差押え	5-8	伊 澤 健 一	東京都足立都税事務所滞納整理専門課長
交付要求・参加差押え	5-9	水 口 英 彦	横浜市財政局徴収対策課担当係長
財産の換価・配当	5-10	清 水 一 宏	東京都練馬都税事務所滞納整理専門課長
6 演習			
ロールプレイング 納税交渉	6-1	石 川 正 巳 山 口 泰 弘 久 野 達 也 河 原 一 夫	元神奈川県緑県税事務所長 神奈川県神奈川県税事務所長 神奈川県横須賀県税事務所副所長 神奈川県横浜県税事務所納税課長
ロールプレイング 財産調査・動産等の搜索	6-2	吉 原 敏 夫 金 丸 克 己 那 倉 長 治 佐 藤 三知子 室 田 寛 司	(公財)東京税務協会専門講師 (公財)東京税務協会専門講師 (公財)東京税務協会専門講師 (公財)東京税務協会専門講師 (公財)東京税務協会専門講師

講義・演習概要（シラバス）

税務・徴収コース第15期（平成29年9月5日～平成29年10月12日）

課 目 名	今後の地方税財政改革の展望
時 限 数	2 時限
担 当 講 師	神奈川大学経営学部教授 青木宗明 1959 年東京生まれ。法政大学経済学部、同大学院博士課程、フランス留学を経て1997 年より現職。財政学・租税論を講義しつつ、研究の専門はフランス地方税財政の実証分析。自治体の各種の委員会や自治体シンクタンクのチーフを勤める等、わが国自治体と地方議会の現場を熟知。特に独自課税については都・県・市の税制調査会・研究会の多くに関与し、「銀行税」、宿泊税から水源環境税・森林税、横浜市みどり税まで多数かかわってきた。著作に『苦悩する農山村の財政学』『現代の地方財政』『財政学』など。
ね ら い	地方税・地方財政について、地方自治体の職員として、特に徴税事務に取り組む上で認識しておくべき必須の事項に理解を深める。
講 義 概 要	この講義は、今後の地方税制をどうすべきか、何が課題で、その課題や障害をいかに克服すべきかを、受講生自らに考えてもらうことを目的とする。 最初の時限で、地方税や地方財政の推移を統計データで確認しつつ、地方税がどのような状況にあり、その現況がいかに評価されたり批判されたりしているのかを認識してもらう。特に近年の変遷では、法人課税を中心とする自治体間の格差が問題視され、地方分権に反する形で地方税制の改変と地方税を用いた無節操な財源再配分が行われている点に着目する。 2 時限目は、この現況から生じる問題の深刻さと問題解決への障害の大きさを認識した上で、事態改善に必要な方策を考える。具体的には、難局打開に向け必要とされる 2 点を受講者に深く考察してもらう。すなわち、(1) 巷に広まる通説に疑問の目を向けつつ地方税の本来のあり方を改めて確認すること、(2) 地方税制と密接な関係にある地方交付税を本来の機能が果たせるように再建することの 2 点である。この考察に要する地方交付税や地方財政調整についての基礎知識は、もちろん講義において提示する。
受講上の注意	地方税の争点や疑問点について、自分自身で考えられるようにするため、また多様な意見が存在することを体感するために、受講者に意見表明やコメントを求めたい。できるだけ多くの質問を投げかけるので、集中力を持って楽しんでいただきたい。
使 用 教 材	当日に配布をするレジュメ・資料
効 果 測 定	なし
そ の 他 (他の課目との関連)	

講義・演習概要（シラバス）

税務・徴収コース第15期（平成29年9月5日～平成29年10月12日）

課 目 名	都道府県税の当面の課題
時 限 数	1 時限
担 当 講 師	総務省自治税務局都道府県税課長 寺崎 秀俊
ね ら い	地方公共団体の上級税務職員として必要な税務会計等に関する専門的知識・能力を習得するとともに、都道府県税の現状や制度改正の趣旨・背景、今後の検討課題など、幅広い観点からの理解を深める。
講 義 概 要	・ 総論 ・ 地方消費税 ・ 地方法人課税 ・ 車体課税 ・ ゴルフ場利用税 ・ 軽油引取税、狩猟税
受講上の注意	
使 用 教 材	独自資料
効 果 測 定	なし
そ の 他 (他の課目との関連)	

講義・演習概要（シラバス）

税務・徴収コース第15期（平成29年9月5日～平成29年10月12日）

課 目 名	市町村税の当面の課題
時 限 数	1 時限
担 当 講 師	総務省自治税務局市町村税課長 池田 達雄
ね ら い	地方公共団体の上級税務職員として必要な税務会計等に関する専門的知識・能力を習得するため、地方税の現状と課題について、市町村税に関する事項を中心に学ぶ。
講 義 概 要	1. 個人住民税の概要 2. ふるさと納税 3. 個人所得課税改革 4. 森林吸収源対策に係る地方財源の確保 5. マイナンバー、個人住民税の電子化 6. その他市町村税関係
受講上の注意	
使 用 教 材	独自資料
効 果 測 定	
そ の 他 (他の課目との関連)	

講義・演習概要（シラバス）

税務・徴収コース第15期（平成29年9月5日～平成29年10月12日）

課 目 名	固定資産税の当面の課題
時 限 数	1 時限
担 当 講 師	総務省自治税務局固定資産税課長 黒瀬 敏文 <プロフィール> 平成 2 年 4 月 自治省採用 平成 4 年 7 月 フランス留学（国立行政国際学院修了） 平成 7 年 7 月 池田市企画部長 平成 9 年 4 月 国土庁土地局土地政策課課長補佐 平成 11 年 7 月 高知県総務部財政課長 平成 14 年 4 月 総務省自治財政局調整課課長補佐 平成 17 年 1 月 総務省大臣官房秘書課課長補佐 平成 19 年 3 月 内閣官房副長官秘書官 平成 21 年 4 月 京都府府民生活部長 平成 22 年 5 月 京都府総務部長 平成 24 年 4 月 総務省選挙部政党助成室長・復旧復興支援室長 平成 24 年 6 月 自治体国際化協会パリ事務所長 平成 26 年 7 月 自治体国際化協会事務局長 平成 27 年 7 月 総務省自治行政局地域自立応援課長 平成 28 年 6 月 現職
ね ら い	地方公共団体の上級税務職員として必要な税務会計等に関する専門的知識・能力を習得するため、地方税の現状と課題について、固定資産税に関する事項を中心に学ぶ。
講 義 概 要	1 制度 2 平成29年度税制改正 3 都市計画税 4 その他
受講上の注意	
使 用 教 材	独自資料
効 果 測 定	なし
そ の 他 (他の課目との関連)	

講義・演習概要（シラバス）

税務・徴収コース第15期（平成29年9月5日～平成29年10月12日）

課 目 名	社会保障・税番号制度について
時 限 数	2 時限
担 当 講 師	総務省自治税務局市町村税課住民税企画専門官 松本 典久 <プロフィール> 平成15年4月 総務省入省 平成20年4月 高松市財務部次長、環境部長、財務部長 平成23年6月 内閣官房副長官補付 平成25年4月 山口県総合企画部中山間地域づくり推進課長 平成26年4月 同 総務部財政課長 平成28年4月 現職
ね ら い	社会保障・税番号制度の概要や番号制度に係る地方税関係の業務について理解を深める。
講 義 概 要	1 マイナンバー制度に係る地方税分野の業務 ① 地方税分野におけるマイナンバーの利用場面 ② 情報連携 ③ 各税目における個人番号、法人番号の利用 ④ 本人確認 ⑤ マイナポータルの利用 （参考）個人住民税における特別徴収税額通知の電子化
受講上の注意	
使 用 教 材	独自資料
効 果 測 定	
そ の 他 (他の課目との関連)	

講義・演習概要（シラバス）

税務・徴収コース第15期（平成29年9月5日～平成29年10月12日）

課 目 名	税務事務と個人情報保護・情報公開
時 限 数	2 時限
担 当 講 師	東京大学大学院教授 宇賀 克也 <プロフィール> 1978 年 3 月 東京大学法学部卒 1978 年 4 月 東京大学法学部助手 1981 年 7 月 東京大学法学部助教授 1990 年 8 月 ハーバードロースクール客員教授 1994 年 8 月 東京大学大学院法学政治学研究科教授
ね ら い	情報公開・個人情報保護については、行政のあらゆる分野に関連する基本的かつ不可欠な制度であり、ほぼ全ての地方公共団体で導入・運用されている。 本講義では、制度の運用にあたって実際に生ずる疑問に答えられるよう、両制度を具体的かつ実践的に理解することをねらいとする。
講 義 概 要	総論から入るのではなく、自治体行政の現場で実際に職員が直面している具体的問題を素材にして、法的論点を解説する実践的な授業を行う。番号法の制定に伴い、自治体において番号条例の制定ないし個人情報保護条例の改正が行われているため、番号法についても解説する。
受講上の注意	なし
使 用 教 材	宇賀克也：新・情報公開法の逐条解説〔第7版〕（有斐閣） 宇賀克也：個人情報保護法の逐条解説〔第5版〕（有斐閣） 宇賀克也：番号法の逐条解説〔第2版〕（有斐閣）
効 果 測 定	なし
そ の 他 (他の課目との関連)	なし

講義・演習概要（シラバス）

税務・徴収コース第15期（平成29年9月5日～平成29年10月12日）

課 目 名	租税に関わる行政不服審査等
時 限 数	4 時限
担 当 講 師	高橋 滋 法政大学法学部教授（行政法、地方自治法、環境法） 昭和61年 一橋大学大学院博士後期課程満期退学 昭和61年 徳島大学専任講師、同助教授 平成 2年 一橋大学助教授、同教授、一橋大学大学院法学研究科教授（国際・公共政策大学院長、副学長を歴任） 平成28年 現職 現在、公害等調整委員会委員、地方分権改革有識者会議提案募集検討部会長、規制改革推進会議委員・行政手続部会長
ね ら い	地方公共団体の上級税務職員として必要な税務会計等に関する専門的知識・能力を習得するため、地方税争訟制度の概要及び行政不服審査制度との関係について学ぶ。
講 義 概 要	I 税務争訟とは II 地方税務争訟制度(行政不服審査法)の概要 ① 狭義の行政争訟の意義と性格 ② 不服申立事項 ③ 種類と要件 ④ 教示制度 ⑤ 審理手続 ⑥ 仮の権利保護 ⑦ 裁決又は決定 III 地方税務争訟の改正動向 ① 改正の経緯 ② 改正の概要 ③ 行政手続法の改正 ④ 整備法の概要(地方税法を中心に) IV 行政不服審査制度改革の意義と課題
受講上の注意	テキストはありません。配付資料を用いますので、それをよく読んで下さい。
使 用 教 材	配付資料を用います。
そ の 他 (他の課目との関連)	特に、ありません。

講義・演習概要（シラバス）

税務・徴収コース第15期（平成29年9月5日～平成29年10月12日）

課 目 名	徴収事務のマネジメント
時 限 数	2 時限
担 当 講 師	東京都主税局徴収部 個人都民税対策課長 椎名 礼子 ＜プロフィール＞ 平成8年に主税局に異動後、平成27年7月より現職
ね ら い	徴収事務の執行を効率的かつ効果的に行うためには、現場組織を含めた徴収事務部門全体としての執行体制の整備が不可欠である。徴収事務部門の管理者として必要となる組織・職員・仕事のマネジメントについて実践例を挙げながら解説し、徴収事務のマネジメントのあり方について考えさせる。
講 義 概 要	メインは徴収事務のマネジメントであるが、東京都及び都内自治体の滞納整理の状況等など、徴収部門の最近の傾向についても解説していきたい。
受講上の注意	特になし
使 用 教 材	講義レジュメ 講義資料
効 果 測 定	なし
そ の 他 (他の課目との関連)	なし

講義・演習概要（シラバス）

税務・徴収コース第15期（平成29年9月5日～平成29年10月12日）

課 目 名	地方税徴収の動向とこれからの方向性
時 限 数	2 時限
担 当 講 師	キヤノングローバル戦略研究所主任研究員 柏木恵 白鷗大学客員教授。博士（経済学）。税理士。株式会社大林組を経て、2001 年より富士通総研で国や自治体のコンサルティングに従事。2009 年より現職、現在に至る。専門分野は財政学、地方財政、公会計、官民連携など。日本財政学会員、日本地方財政学会員、国際公共経済学会員。総務省地方財政審議会特別委員、総務省「官民連携入札等監理委員会」専門委員、総務省「地方公会計の活用のあり方に関する研究会」委員、東京都「固定資産評価に関する検討委員会」委員、横浜市税制調査会委員などを歴任。著作は単著に『図解よくわかる地方税のしくみ』、『自治体のクレジット収納』、『英国の国営医療改革』がある。
ね ら い	自治体職員が広い視野を持って税徴収の精度を上げるために、地方税徴収の動向を把握し、地方税を中心とした自治体の財政やこれからの地方税徴収の方向性を理解することを目的とする。
講 義 概 要	本講義では、地方税徴収の動向を把握し、今後の地方税徴収をどうすべきか、何が課題で、その障害をいかに克服すべきかを、受講生みずからに考えてもらうことを目的とする。 第1 時限では、自治体の取り巻く状況を広く紹介し、昨今の自治体の厳しい財政状況の中における地方税徴収の位置づけを把握する。 第2 時限は、最新の地方税徴収の取り組みを紹介しながら、現在の税徴収の課題を整理し、今後の地方税徴収の方向性について検討する。最後に中堅職員として新人職員や後輩職員への教育をどのように行っていくかについても言及する。
受講上の注意	特になし
使 用 教 材	講義用パワーポイント資料、テキスト『図解よくわかる地方税のしくみ』
効 果 測 定	なし
そ の 他 (他の課目との関連)	

講義・演習概要（シラバス）

税務・徴収コース第15期（平成29年9月5日～平成29年10月12日）

課 目 名	地方公共団体の債権管理概要
時 限 数	2 時限
担 当 講 師	前船橋市税務部参事兼債権管理課長。（株）シンのサービス事業推進部部長 ＜プロフィール＞ 平成 19 年度 「公金徴収一元化検討委員会」の検討部会座長を務める 平成 20 年 4 月 初代の債権回収対策室長に就任し、公金徴収一元化を実施 平成 23 年 4 月 初代の債権管理課長に就任し、民事訴訟の一元化を実施 平成 25 年 11 月 総務大臣表彰受賞し皇居にて天皇皇后の拝謁を受ける
講 義 概 要 及 び ねらい	地方公共団体の債権は、市税のほか国民健康保険料、介護保険料、保育料、下水道使用料等の債権（以下「強制徴収公債権」という。）は、自力執行権が付与され滞納処分が可能な債権である。一方、公営住宅使用料、学童保育料、奨学金、病院診療費等の債権（以下「非強制徴収公債権・私債権」）は、自力執行権が無いことから強制執行するためには裁判所の命令が必要な債権である。 このため地方公共団体は、債権ごとに規定された法令等に基づき債権を回収することとなるが、回収できずに累積する収入未済額を縮減することは喫緊の課題である。 講義では、地方公共団体の債権を関係法令から分類し、法的効果の違いによる効果的・効率的な債権回収方法や、税と強制徴収公債権を一元徴収するための組織や個人情報等の取扱い、滞納整理の実務、非強制徴収公債権・私債権の支払督促・民事訴訟・民事執行を提起する際の法的な手続、債権管理条例の制定、債権放棄、相殺、議会对策など実務経験や法令・判例・事例を紹介しながら解説する。 さらに、地方公共団体が公平・公正な債権管理を実践するための組織マネジメント等債権管理に関するあらゆる角度から講演する。
受講上の注意	なし
使 用 教 材	レジュメ（パワーポイント画面印刷）
効 果 測 定	なし
そ の 他 (他の課目との関連)	なし

講義・演習概要（シラバス）

税務・徴収コース第15期（平成29年9月5日～平成29年10月12日）

課 目 名	行政対象暴力対策
時 限 数	1 時限
担 当 講 師	公益財団法人 暴力団追放運動推進都民センター相談担当課長 武田 秀機 <プロフィール> 昭和52年4月 警視庁警察官を拝命。 生活経済課、捜査第四課（組織犯罪対策第四課）、池袋組織犯罪対策課長、 組織犯罪対策指導官などを経て、平成27年3月退職。 平成27年4月より現職。
ね ら い	暴力団は、景気の動向をいち早くとらえて、これまでも薬物密売、立ち退き、 競売、第三者割当、オレオレ詐欺等の非違事犯行為を敢行し、莫大な金銭を手 にしてきた。国税と警察は、協同して犯罪を阻止すると共に不法利益金を没収 する必要がある。
講 義 概 要	1. 暴力団組織の歴史と分布 2. 暴力団の知的犯罪事例 3. 暴力団の捜査要領と没収・保全
受講上の注意	なし
使 用 教 材	新聞記事写等
効 果 測 定	なし
そ の 他 (他の課目との関連)	なし

講義・演習概要（シラバス）

税務・徴収コース第15期（平成29年9月5日～平成29年10月12日）

課 目 名	租税法総論
時 限 数	4 時限
担 当 講 師	慶應義塾大学大学院法務研究科教授 佐藤 英明 昭和60年3月東京大学法学部卒業 昭和60年4月東京大学法学部助手 昭和63年5月神戸大学法学部助教授 平成10年4月神戸大学法学部教授 平成12年4月神戸大学大学院法務研究科教授 平成23年4月慶應義塾大学大学院法務研究科教授
ね ら い	個別の租税法規の適用の基礎となる租税法の基本原則と、その下での租税法規の解釈適用手法の通論について、主として裁判例を基礎として理解を深める。
講 義 概 要	I 租税法の基本原則 1. 租税法律主義 (1) 租税法律主義の意義 ○固定資産税名義人課税事件 (2) 租税の意義 ●旭川市国民健康保険条例事件 (3) 課税要件法定主義 ○大阪銘板事件 ●共同組合員登録免許税軽減事件 (4) 地方税条例主義 ○秋田市国民健康保険税事件 (5) 課税要件明確主義 ○光楽園旅館事件 (6) 遡及立法禁止原則 ●土地譲渡損失損益通算否定事件 (7) 合法性の原則 ○自動車税減免申請事件 2. 租税公平主義～租税公平主義と立法 ○大嶋訴訟 ●スコッチライト事件 II 租税法の解釈と適用 1. 租税法の解釈 (1) 厳格解釈の要請

	○レーシングカー物品税事件 (2) 借用概念の解釈 ●武富士事件 (3) 租税法と信義則 2. 租税回避とその否認 (1) 否認に関する原則 ○金子宏「租税法と私法——借用概念及び租税回避について」 ●相互売買事件 (2) 租税回避の解釈論的否認 ○金子宏「租税法と私法——借用概念及び租税回避について」 ○外国税額控除事件 ●パラツィーナ事件
受講上の注意	授業開始前に参考資料「租税と租税法の意義」に目を通しておいってください。この授業の内容を概観することができます。 講義概要のうち「●」の資料については、必ず受講前に目を通しておいってください（各事件名は、テキスト〔下記「使用教材」参照〕における事件目名です）。ただし、講義の順序が、テキストにおける資料の配列とは異なりますので、注意が必要です。 第1日目（9月14日）の2コマで「Ⅰ」を、第2日目（9月15日）の2コマで「Ⅱ」を扱うことを計画しています。 租税法を学ぶ場合に、裁判例を学ぶことは不可欠です。判決を読むのに慣れて、楽しめるようになりましょう。
使用教材	金子宏・佐藤英明・増井良啓・渋谷雅弘共編著『ケースブック租税法〔第4版〕』（弘文堂・2015年）を主要なテキストとして用い、補充教材を配布します。
効果測定	特になし。
その他 (他の課目との関連)	特になし。

講義・演習概要（シラバス）

税務・徴収コース第15期（平成29年9月5日～平成29年10月12日）

課 目 名	地方税法総論
時 限 数	4 時限
担 当 講 師	東京大学名誉教授 碓井光明 ＜プロフィール＞ 横浜国立大学経済学部卒業、東京大学大学院法学政治学研究科博士課程修了（法学博士）、横浜国立大学経済学部助教授・同教授、東京大学大学院法学政治学研究科教授、明治大学法科大学院教授を歴任。
ね ら い	地方税に関する法的枠組みを定める地方税法の基本的仕組みを概説する。国税と異なり、地方税法と各地方団体の制定する条例の定めとの両者が合わされて、はじめて完結する法体系となっていることを理解する。各税目の細部に立ち入ることはないが、国税との連動関係を密にする構造の地方税については、特に注意すべき点を取り上げたい。
講 義 概 要	1 地方税法の位置付け 憲法との関係、地方団体の課税権、地方税法と地方税条例との関係、地方税条例主義 2 地方税の種類 法定税（法定任意税の存在理由も考える）と法定外税 普通税と目的税 3 課税免除・不均一課税 4 標準税率・超過課税、わがまち特例（地域決定型地方税特例措置） 5 国税との連動関係 地方消費税、地方法人課税、個人住民税・個人事業税、法人住民税・法人事業税 6 法定外税制度 7 徴収をめぐる問題 納税管理人、特別徴収義務者の指定、滞納整理など 8 減免をめぐる問題 9 実効性の確保と法
受講上の注意	「地方税の実務上困っている問題は何か」を整理して受講されたい。
使 用 教 材	簡単なレジメを用意する。
効 果 測 定	なし
そ の 他 (他の課目との関連)	租税法総論、租税に関わる行政不服審査等

講義・演習概要（シラバス）

税務・徴収コース第15期（平成29年9月5日～平成29年10月12日）

課 目 名	連帯納税義務・第二次納税義務
時 限 数	4 時限
担 当 講 師	(公財)東京税務協会専門講師 那倉長治 <プロフィール> 東京都主税局に勤務、同局の徴収部専門課長として滞納整理を指導 現在は、(公財)東京税務協会の滞納整理担当講師
ね ら い	<連帯納税義務> 固定資産税等滞納の中では、連帯納税義務に関する事案が多く追及が完全でない場合がある。 連帯して全額を納める義務を負う「連帯納税義務」の制度について、民法の連帯債務の準用を解説するとともに、具体的事例を示して滞納事案の早期解決を目指すことをねらいとする。 <第二次納税義務> 納税者の財産が「形式的に第三者に帰属」していることが原因で徴収できないとすると徴収の合理性を欠くことになる。滞納事案の中には第二次納税義務の適用なくしては整理の進展がしないものも少なくない。 納税義務の拡張としての二次納を理解し、財産調査、滞納処分の中を広げる事によって質の高い滞納整理を目指すことをねらいとする。
講 義 概 要	<連帯納税義務> 地方団体の徴収金の連帯納税義務については民法の規定を準用するとしながらも、特に納税の告知、督促については民法434条の規定は準用されず理解しにくいところであるから、判例等を基に講義し、さらに、連納者相互間の相対的効力、絶対的効力について事例を通して解説する。 <第二次納税義務> 第二次納税義務の趣旨、第二次納税義務の性格、第二次納税義務の成立を論じ、主たる納税者等の納税義務と第二次納税義務者の納税義務との関係（徴収手続、履行、免除、猶予、停止等）を解説する。 特に11条の3（清算人等の第二次納税義務）、11の8（無償又は著しい定額の譲り請け人等の第二次納税義務）は例題をもって理解を深める。
受講上の注意	
使 用 教 材	講師作成のテキスト（レジュメ）
効 果 測 定	
そ の 他	
(他の課目との関連)	

講義・演習概要（シラバス）

税務・徴収コース第15期（平成29年9月5日～平成29年10月12日）

課 目 名	納税義務の承継
時 限 数	4 時限
担 当 講 師	(公財)東京税務協会専門講師 斎藤博史 ＜プロフィール＞ 平成23年3月に東京都を定年退職しました。昭和54年4月より32年間主税局に勤務し、このうち30年間徴収部門で仕事をしました。担当した業務は、一般の滞納整理が10年、不動産公売を主とした公売事務が10年、企画指導業務が10年といったところです。10年くらい前から地方税の徴税をめぐる様々な問題に関心を持っています。とりわけ、固定資産税と抵当権の関係の見直しについては、今後、制度改正に向けた地方団体の世論喚起に努めていきたいと考えています。
ね ら い	主として、相続による「納税義務の承継」の制度について解説し、納税義務の的確な把握や租税債権の確保のために必要な知識・手法の修得を図る。
講 義 概 要	I 地方税法が定める納税義務の承継の概要 II 相続による納税義務の承継 1 はじめに 2 相続の基本的な仕組み 3 納付責任制度 4 相続があった場合の書類の送達の特例 III 相続放棄、限定承認と租税の徴収 1 相続放棄との関係 2 限定承認との関係
受講上の注意	なし
使 用 教 材	講師作成のテキスト（レジュメ）を配布予定
効 果 測 定	なし
そ の 他 (他の課目との関連)	なし

講義・演習概要（シラバス）

税務・徴収コース第15期（平成29年9月5日～平成29年10月12日）

課 目 名	地方税と他の債権との調整
時 限 数	4 時限
担 当 講 師	(公財)東京税務協会専門講師 金丸 克己 <プロフィール> 東京都主税局徴収部 公売係長 納税指導係長（課長補佐） 滞納整理専門管理職（新宿・渋谷・豊島都税事務所等）
ね ら い	1 地方税の優先原則、地方税と他の債権との調整に係る規定を学び、各規定に係る滞納整理上の着眼点の理解を目指す。 2 研修で学んだ知識を滞納整理実務上のスキルとしてその活用を目指す。
講 義 概 要	1 講師作成のテキストにより、地方税法第14条から第14条の20までの条文の説明を行う。 2 各条文についての「着眼点」及び「ケース別の解説」を行う。 3 具体的事例に則し14条関係適用に係る留意事項を解説する。
受講上の注意	
使 用 教 材	レジュメ テキスト「滞納整理事務の手引」
効 果 測 定	
そ の 他 (他の課目との関連)	

講義・演習概要（シラバス）

税務・徴収コース第15期（平成29年9月5日～平成29年10月12日）

課 目 名	納税の猶予・担保の徴収
時 限 数	3 時限
担 当 講 師	（公財）東京税務協会専門講師 斎藤博史 <プロフィール> 平成23年3月に東京都を定年退職しました。昭和54年4月より32年間主税局に勤務し、このうち30年間徴収部門で仕事をしました。担当した業務は、一般の滞納整理が10年、不動産公売を主とした公売事務が10年、企画指導業務が10年といったところです。10年くらい前から地方税の徴税をめぐる様々な問題に関心を持っています。とりわけ、固定資産税と抵当権の関係の見直しについては、今後、制度改正に向けた地方団体の世論喚起に努めていきたいと考えています。
ね ら い	滞納整理における納税の緩和制度の位置づけ及び「徴収猶予」「換価の猶予」制度と、これらに関連する「延滞金の減免」「担保の徴取」制度について解説する。
講 義 概 要	1 滞納整理における納税の緩和制度の位置づけと意義 事実上の猶予との関係 2 徴収猶予制度の概要 3 換価の猶予制度の概要 4 延滞金の減免・担保制度の概要 5 演習課題の解説・質疑
受講上の注意	事実上の猶予と法に定められた猶予制度との関係につき、特に問題意識を持って受講して欲しい。
使 用 教 材	講師作成のテキスト（レジュメ）を配布予定
効 果 測 定	なし
そ の 他 (他の課目との関連)	なし

講義・演習概要（シラバス）

税務・徴収コース第15期（平成29年9月5日～平成29年10月12日）

課 目 名	滞納処分の執行停止
時 限 数	2 時限
担 当 講 師	横浜県税事務所納税課長 河原 一夫 <プロフィール> 昭和 60 年 4 月 神奈川県に入庁 平成 元年 4 月 川崎県税事務所へ異動 平成 22 年 4 月 緑県税事務所納税課長 平成 25 年 4 月 厚木県税事務所納税課長 平成 26 年 4 月 川崎県税事務所納税課長 平成 28 年 4 月 横浜県税事務所納税課長
ね ら い	滞納事案の整理促進の手法として重要な「滞納処分の停止」について解説するとともに、徴収の担当、事務指導担当、現場責任者、管理監督者の各立場での経験を生かした実務的な解説を行う。
講 義 概 要	講義内容は、次のとおり。 ○ 滞納処分の停止の要件 ○ 滞納処分の停止の手続き ○ 滞納処分の停止の効果 ○ 納税義務の消滅 ○ 滞納処分の停止の取消
受講上の注意	なし
使 用 教 材	講義レジュメ（その他、資料配布予定）
効 果 測 定	なし
そ の 他 (他の課目との関連)	なし

講義・演習概要（シラバス）

税務・徴収コース第15期（平成29年9月5日～平成29年10月12日）

課 目 名	破産法
時 限 数	5 時限
担 当 講 師	川上法律事務所 弁護士 川上俊宏 ＜プロフィール＞ 平成3年に入都、在職中に司法試験に合格し、平成7年から弁護士活動を開始。平成10年4月に川上法律事務所を開業。
ね ら い	滞納者である個人・法人の倒産等の際し、機動的かつ迅速に対応するため、徴収関係法規と破産法、民事再生法等との関連を中心に解説し、倒産関連法規の適用時における滞納整理の手續の修得を図る。
講 義 概 要	①倒産手續と総称される法的整理手續について、その特質を理解してもらう。 ②清算型手續の代表である破産手續について、手續の概要を理解してもらうとともに租税債権の取扱いがどのように規定されているかを確認のうえ、滞納整理にあたり注意すべき点を解説する。 ③再建型手續の代表である民事再生手續について、手續の概要を理解してもらうとともに租税債権の取扱いがどのように規定されているかを確認のうえ、滞納整理にあたり注意すべき点を解説する。
受講上の注意	
使 用 教 材	講義レジュメ
効 果 測 定	なし
そ の 他 (他の課目との関連)	なし

講義・演習概要（シラバス）

税務・徴収コース第15期（平成29年9月5日～平成29年10月12日）

課 目 名	民事執行法
時 限 数	6 時限
担 当 講 師	川上法律事務所 弁護士 川上俊宏 ＜プロフィール＞ 平成3年に入都、在職中に司法試験に合格し、平成7年から弁護士活動を開始。平成10年4月に川上法律事務所を開業。
ね ら い	最近の社会経済情勢の流動化、複雑化により、租税法による対応のみでは問題の解決が極めて困難な状況にあることから、滞納整理実務と不即不離の関係にある民事執行法について解説し、滞納処分を円滑に執行するためにこれと競合する実体的な担保権の知識も含め、必要な知識の修得を図る。
講 義 概 要	①滞納整理実務としばしば競合する民事執行手続について、不動産競売手続を中心に手続の概要を説明し、その異同を理解してもらう。 ②民事執行手続の前提となる物的担保について、非典型担保を中心にその理解を深めてもらい、滞納整理にあたり有効な知識を修得してもらう。
受講上の注意	
使 用 教 材	講義レジュメ
効 果 測 定	なし
そ の 他 (他の課目との関連)	なし

講義・演習概要（シラバス）

税務・徴収コース第15期（平成29年9月5日～平成29年10月12日）

課 目 名	滞調法
時 限 数	5 時限
担 当 講 師	税理士 小山紀久朗 ＜プロフィール＞ 国税庁職員として船橋税務署長、王子税務署長などを歴任し、退官後は(株)整理回収機構執行役員相談室長、平成19年4月から平成22年3月まで内閣府官民競争入札等管理委員会専門委員として公金徴収の民営化に取り組む。現在は税理士として活躍
ね ら い	滞納者の中には、滞納処分だけではなく、私債権による強制執行等を受けている者も少なくない。 このような場合「滞納処分と強制執行等の手続の調整に関する法律」が適用され、滞納処分と強制執行等との手続の調整が図られことになるが、この法律は準用規定が多く非常に難解である。 そこで、財産別に定められた両者の調整手続を理論的に解説するとともに、実際の様式を示して、具体的な手続の理解を深める。
講 義 概 要	1 調整の対象となる強制換価手続 2 両者の調整の必要性 3 両者が競合した場合の具体的な調整手続 4 実務上の問題点
受講上の注意	
使 用 教 材	レジュメ（滞調法ガイド）
効 果 測 定	
そ の 他 (他の課目との関連)	

講義・演習概要（シラバス）

税務・徴収コース第15期（平成29年9月5日～平成29年10月12日）

課 目 名	国税徴収法
時 限 数	6 時限
担 当 講 師	山岡 千秋（税務大学校総合教育部主任教授） <プロフィール> 昭和58年4月 東京国税局採用 平成18年7月 国税庁徴収課課長補佐 平成20年7月 横浜南税務署副署長 平成22年7月 東京国税局徴収部特別徴収官 平成24年7月 東京派遣監督評価官室総括監督評価官 平成26年7月 東京国税局徴収部統括国税徴収官 平成28年7月 東京国税局徴収部特別整理総括第二課長 平成29年7月 現職
ね ら い	税務を担当する職員として、税に関する専門的知識・能力を習得するため、国税徴収法について規定や特色の理解を深めることをねらいとする。
講 義 概 要	国税徴収法の基本的な事項について解説するとともに、租税徴収制度の具体的な適用についての理解を深める。
受講上の注意	なし
使 用 教 材	・各税務大学校講本 ・各講義レジュメ
効 果 測 定	なし
そ の 他 (他の課目との関連)	

講義・演習概要（シラバス）

税務・徴収コース第15期（平成29年9月5日～平成29年10月12日）

課 目 名	国税徴収法通則
時 限 数	2 時限
担 当 講 師	横浜県税事務所納税課長 河原 一夫 ＜プロフィール＞ 昭和 60 年 4 月 神奈川県に入庁 平成元年 4 月 川崎県税事務所へ異動 平成 22 年 4 月 緑県税事務所納税課長 平成 25 年 4 月 厚木県税事務所納税課長 平成 26 年 4 月 川崎県税事務所納税課長 平成 28 年 4 月 横浜県税事務所納税課長
ね ら い	実例を通して、国税徴収法通則（滞納処分）について検討する。
講 義 概 要	実例により、国税徴収法第5章「滞納処分」について解説する。 （1）繰上徴収 （2）差押財産の特定 （3）超過差押の禁止 （4）引渡命令 （5）第三者が占有する動産の差押え （6）自動車の差押え（タイヤロック、ミラーズロック） （7）その他
受講上の注意	なし
使 用 教 材	講義レジュメ（その他、資料配布予定）
効 果 測 定	なし
そ の 他 (他の課目との関連)	なし

講義・演習概要（シラバス）

税務・徴収コース第15期（平成29年9月5日～平成29年10月12日）

課 目 名	財産調査要領
時 限 数	5 時限
担 当 講 師	税理士 小山紀久朗 <プロフィール> 国税庁職員として船橋税務署長、王子税務署長などを歴任し、退官後は(株)整理回収機構執行役員相談室長、平成19年4月から22年3月まで内閣府官民競争入札監理委員会専門委員として公金徴収の民営化に取り組む。現在税理士として活躍中
ね ら い	滞納者がどのような財産を所有しているか、また、滞納者から流出しているものはないか等、滞納処分的前提として財産調査は必須である。それらについて具体的な事例に即して解説し、滞納者や第三者からの情報により滞納者の経営状況や財産の実態を把握するための知識・手法の修得を図る。
講 義 概 要	滞納処分的前提となる財産調査について。 1 基本的事項 2 権限 3 関係先の調査 4 臨場調査 5 表見財産がない場合の調査 に区分して説明する。
受講上の注意	
使 用 教 材	講義資料（滞納処分のための財産調査）
効 果 測 定	
そ の 他 (他の課目との関連)	

講義・演習概要（シラバス）

税務・徴収コース第15期（平成29年9月5日～平成29年10月12日）

課 目 名	納付能力調査
時 限 数	5 時限
担 当 講 師	税理士 小山紀久朗 ＜プロフィール＞ 国税庁職員として船橋税務署長、王子税務署長などを歴任し、退官後は(株)整理回収機構執行役員相談室長、平成19年4月から平成22年3月まで内閣府官民競争入札等管理委員会専門委員として公金徴収の民営化に取り組む。現在は税理士として活躍
ね ら い	財務諸表(決算資料)の見方につき解説し、滞納者の経営状況や財産の実態を把握するための知識・手法を修得する。 また、猶予期間中の分納金額や猶予継続の適否等を判定するために行う納付能力調査について、その調査方法の実践的な知識・手法を修得する（特に、27年4月から実施された猶予制度に関して必要と思われる）。
講 義 概 要	1 財務諸表等を実際に示し、滞納者の納付資力、差押財産をどのように把握するかを解説する。 2 納税者の納付資力を把握する方法にどのようなものがあるかを説明した上、実例を示して資力の算出過程を解説する。
受講上の注意	
使 用 教 材	講義資料（財務諸表等の調査 納付能力調査）
効 果 測 定	
そ の 他 (他の課目との関連)	

講義・演習概要 (シラバス)

税務・徴収コース第15期（平成29年9月5日～平成29年10月12日）

課 目 名	動産・有価証券の差押え
時 限 数	4 時限
担 当 講 師	横浜市健康福祉局 保険年金課 滞納整理支援担当係長 川井幸生 ＜プロフィール＞ 昭和 59 年に横浜市に入庁、23 年間税徴収を担当し、平成 22 年度国民健康保険料徴収を担当。横浜市を税徴収において政令指定都市ナンバーワンの収納率に導く 自治大当課程設立(平成 15 年度)以来、当課目の講師を務める。 北海道、宮城県、長野県、新潟県、山梨県、滋賀県、三重県、奈良県、高知県、愛媛県、福岡県、長崎県、宮崎県、大分県、鹿児島県、札幌市、神戸市、など多くの自治体の研修会で講師を務めるなど後進の育成に力を尽くす。 NPO 法人ローカルガバメントネットワーク 副理事長、九州徴収フォーラム顧問
ね ら い	租税債権の確保の手段として、重要な「搜索、動産・有価証券の差押え」について解説するとともに、搜索、動産・有価証券の演習を通じて、実践的な知識・手法の修得を図る。
講 義 概 要	徴収職員に与えられた極めて強力な強制力を持った財産調査の権限である「搜索」の法的位置づけと、その効率的運用について分かりやすく解説する。 搜索に伴い発見した動産・有価証券の差押えについて、解説する。 給与・不動産の差押に伴う、滞納処分の連続性について解説する。 講義は、4 時限とし、講義内容の項目及び進行方法は、次のとおりです。 1 時限目 事前演習問題の発表・解説 2 時限目 搜索・動産差押の講義 3 時限目 上場企業の株券・社債券・国債の差押と公売の講義 4 時限目 給与・不動産の差押に伴う、滞納処分の連続性について講義
受講上の注意	事前演習問題の発表を予定しているので、事前にグループで討議されたい。 講義日に事前演習問題を発表する発表者を、決めておいてください。
使 用 教 材	・講義レジュメ・事前演習問題 ・日高全海著「地方税の徴収実務事例集」学陽書房 ほか
効 果 測 定	なし
そ の 他 (他の課目との関連)	なし

講義・演習概要（シラバス）

税務・徴収コース第15期（平成29年9月5日～平成29年10月12日）

課 目 名	債権の保全・回収
時 限 数	5 時限
担 当 講 師	野口税務会計事務所 税理士 野口 茂 （東京地方税理士会会員） ＜プロフィール＞ ・元 川崎市税務部職員、市町村職員中央研修所教授 ・自治大学校税務会計特別コース修了、税理士試験合格 ・市町村職員中央研修所「市町村税徴収事務」、「住民税課税事務」講師
ね ら い	租税債権の確保に当たって重要な「債権の保全・回収」について、民法の基本的な事項及び租税の滞納処分との関係等について解説するとともに、具体的な事例に即した演習を通じて、実践的な知識・手法の修得を図ることをねらいとします。
講 義 概 要	1 私たちの生活と民法 生活の色々なシーンで民法が関わっていることを概観 2 物権と債権の相違 物権と債権について、意義、特徴、対抗要件等の基本的な事項を説明 3 債権の保全と回収の概要 民法による債権の保全・回収のポイントを説明 4 債権そのものが持っている効力による回収 相殺、債権の譲渡、債権者代位権・詐害行為取消権による債権の保全・回収について考察する。 5 担保物権を使った回収 担保制度の概要を説明したうえで、次の担保物権について、それぞれの意義と滞納処分としての差押と競合した場合の優先関係、留意点等について考察する。 留置権、先取特権、質権、抵当権、仮登記担保、譲渡担保 6 民法改正 改正の目的、改正の範囲、租税徴収への影響等について説明する。
受講上の注意	
使 用 教 材	講義レジュメ
効 果 測 定	なし
そ の 他 (他の課目との関連)	なし

講義・演習概要（シラバス）

税務・徴収コース第15期（平成29年9月5日～平成29年10月12日）

課 目 名	不動産の差押え その不動産、公売できますか？ 注意すべき、不動産上の権利関係について
時 限 数	3時限
担 当 講 師	氏名 川上貴司 ＜プロフィール＞ 神奈川県税務課 高額滞納整理担当 2年 徴収対策課 個人住民税グループ4年 （派遣先 鎌倉市 横須賀市 茅ヶ崎市 厚木市 逗子市 山北町 中井町 大井町） 県税事務所納税課 9年 愛川町税務課 2年（交流職員） 現神奈川県平塚県税事務所納税課 納税課長
ね ら い	不動産に関する様々な権利関係の内容を理解したうえで、換価可能な不動産を見極め、徴収上意味のある不動産差押えを行うための知識の習得を目的とする。
講 義 概 要	1 パワーポイントとレジュメに基づく講義 ・ 不動産上の注意すべき権利関係について （仮登記担保、賃借権他） ・ 演習問題の解説 2 質疑
受講上の注意	なし
使 用 教 材	パワーポイント レジュメ
効 果 測 定	なし
そ の 他 （他の課目との関連）	なし

講義・演習概要（シラバス）

税務・徴収コース第15期（平成29年9月5日～平成29年10月12日）

課 目 名	その他の財産の差押え
時 限 数	3 時限
担 当 講 師	東京都足立都税事務所徴収課滞納整理専門課長 伊澤 健一 ＜プロフィール＞ 平成元年4月 東京都総務局へ入都 平成8年4月 主任昇任時に主税局へ異動 平成21年4月～23年3月 東京都主税局徴収部機動整理課課長補佐 平成23年4月～24年3月 東京都港都税事務所徴収課滞納整理専門課長 平成24年4月～25年3月 東京都葛飾都税事務所徴収課滞納整理専門課長 平成25年4月～27年3月 東京都江東都税事務所徴収課滞納整理専門課長 平成27年4月～28年3月 東京都渋谷都税事務所徴収課滞納整理専門課長 平成28年4月～29年3月 東京都立川都税事務所徴収課滞納整理専門課長 平成29年4月～ 現職
ね ら い	○ 動産、有価証券、債権及び不動産以外の「その他の財産の差押え」についての解説及び具体的な事例に即した演習を行います。 ○ 演習を通じて租税債権の実現に必要とされる、多様な財産を保全するための実践的な知識・手法の修得を図ります。
講 義 概 要	○ 登録自動車、軽自動車、小型船舶、特許権、ゴルフ会員権、信託の受益権、振替社債などの滞納処分について、事前に出題した事例演習の検討結果をもとに解説します。 ○ 換価が容易な登録自動車、軽自動車、小型船舶、振替社債などについては、差押後の手続についても、具体的な事例をあげて解説します。 ○ 講義の中心となるのは、国税徴収法に規定される各種財産の差押えの規定で、それぞれの財産の性格に着目し、具体的な滞納処分の手続きと根拠について理解を深めていきます。
受講上の注意	○ 事前演習問題検討時の疑問点を整理しておいてください。 ○ 発言を求めることがあります。
使 用 教 材	講義レジメ
効 果 測 定	なし
そ の 他 (他の課目との関連)	なし

講義・演習概要（シラバス）

税務・徴収コース第15期（平成29年9月5日～平成29年10月12日）

課 目 名	交付要求・参加差押え
時 限 数	3 時限
担 当 講 師	横浜市財政局主税部徴収対策課 担当係長 水口 英彦 <プロフィール> 平成13年4月 横浜市入庁 青葉区納税課勤務 平成16年4月 財政局収納対策推進室勤務 平成20年4月 株式会社横浜高速鉄道 出向（庶務係長） 平成22年4月 都市整備局地域まちづくり課担当係長 平成24年4月 水道局旭・瀬谷地域サービスセンター料金係長 平成27年4月 財政局徴収対策課担当係長
ね ら い	複雑多岐にわたる滞納者の債務の状況に対応するため、「交付要求・参加差押え」について実務に即した模擬演習を行い、強制換価手続きが競合する場合の租税徴収に関する実践的な手法の修得を図る。
講 義 概 要	横浜市の滞納整理における事例を交えた講義。
受講上の注意	なし
使 用 教 材	なし
効 果 測 定	なし
そ の 他 (他の課目との関連)	

講義・演習概要（シラバス）

税務・徴収コース第15期（平成29年9月5日～平成29年10月12日）

課 目 名	財産の換価・配当
時 限 数	6 時限
担 当 講 師	氏名 清水一宏（東京都練馬都税事務所滞納整理専門課長） <プロフィール> 平成9年4月～ 台東都税事務所、主税局徴収部 平成20年4月～ 港都税事務所徴収課公売係 平成22年4月～ 主税局徴収部機動整理課（特別整理係・公売係） 平成25年4月～ 渋谷都税事務所滞納整理専門課長など
ね ら い	地方公共団体への財源移譲などに伴い、滞納整理（滞納処分）の重要性が増している。本講義では、滞納処分の最終段階である「財産の換価・配当」について理解を深めるとともに、より実践的な知識・手法の習得を図ることをねらいとする。
講 義 概 要	換価（公売）及び配当の手続きについて、基本である国税徴収法を中心として関係する各法令等を踏まえて解説する。手続きの解説は不動産の換価事例を基にした演習問題の解答・解説を交えながら行う。 あわせて財産（不動産など）の換価・配当の実践的な知識・手法について、事例に即した演習及び解説を通じて習得を図る。 各回それぞれ3時限とし、講義内容の項目は以下のとおりである。 ◎公売事務の基本方針 ◎公売手続・売却手続、権利移転手続等の概要 ◎不動産等公売事務の進め方 ◎配当・充当手続
受講上の注意	・事前に演習問題で、該当項目の予習しておくことが望ましい。 ・また、講義への集中力を高めるため、指名をして発言を求めることがある。
使 用 教 材	・講義レジュメ ・東京都主税局徴収部監修『公売事務の手引』（（公財）東京税務協会）
効 果 測 定	なし
そ の 他 (他の課目との関連)	なし

講義・演習概要（シラバス）

税務・徴収コース第15期（平成29年9月5日～平成29年10月12日）

課 目 名	ロールプレイング（納税交渉）
時 限 数	4 時限
担 当 講 師	1 班 石川正巳 元神奈川県緑県税事務所長 2 班 山口泰弘 神奈川県神奈川県税事務所長 3 班 久野達也 神奈川県横須賀県税事務所副所長 4 班 河原一夫 神奈川県横浜県税事務所納税課長
ね ら い	納税交渉について模擬演習を行うことで、実践的に知識を構築し、問題を臨機応変に解決する能力、洞察力、感受性、態度及び行動等を多面的に培うことをねらいとする。
講 義 概 要	・ロールプレイングとは、実際の場面を想定し、役割を演じて、そこから問題の解決法を修得する学習法である。 ・本コースでは、「納税交渉」と「財産調査」についてロールプレイングを行う。 ・「納税交渉」は、2 事例を行う。 ・1 班 20 名程度にわけ、更に 5 名程度の 4 グループに分かれ、1 事例につき 2 回、4 グループがそれぞれ 1 回ずつ行政側、または、納税者側のどちらかの立場で行う。
受講上の注意	前日に事例を配布するので、各自内容を理解し、想定して、ロールプレイングに臨むこと。
使 用 教 材	
効 果 測 定	
そ の 他 (他の課目との関連)	

講義・演習概要（シラバス）

税務・徴収コース第15期（平成29年9月5日～平成29年10月12日）

課 目 名	ロールプレイング（財産調査・動産等の搜索）
時 限 数	4 時限
担 当 講 師	1 班 吉原敏夫 （公財）東京税務協会専門講師 2 班 金丸克己 （公財）東京税務協会専門講師 3 班 那倉長治 （公財）東京税務協会専門講師 4 班 佐藤三知子 （公財）東京税務協会専門講師 5 班 室田寛司 （公財）東京税務協会専門講師
ね ら い	財産調査について模擬演習を行うことにより、実践的な知識を習得し、課題を臨機応変に解決する能力を養う。また、多面的な洞察力、感受性、厳正な態度及び行動等を実践的に培うことをねらいとする。
講 義 概 要	・ロールプレイングとは、実際の場面を想定し、役割を演じて、そこから問題の解決法を修得する学習法である。 ・本コースでは、「財産調査」について2事例のロールプレイングを行う。 ・1班15名程度、更に4名程度の4グループに分かれ、1事例につき4回、4グループがそれぞれ1回ずつ行政側、調査先の立場で行う。
受講上の注意	前日に事例を配布するので、各自内容を理解し、想定して、ロールプレイングに臨むこと。
使 用 教 材	講師テキスト、演習問題
効 果 測 定	
そ の 他 (他の課目との関連)	

税務専門課程 第15期 税務・徴収コース Syllabus

作成 自治大学校教務部

〒190-8581 東京都立川市緑町10番地の1

TEL (042) 540-4502 (教務部直通)

FAX (042) 540-4505 (教務部)
